

# 企画競争実施の公示

平成29年5月19日

近畿地方整備局長 池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

(1) 業務名 歴史を活用したインフラツーリズム広報企画業務

(2) 業務内容

### 1) 資料作成及び収集整理

#### ① 行基の土木的功績について

行基に関する文献、資料を収集し、その功績について整理する。

また、行基に関わった寺社、橋、道路、ため池、河川等のインフラ整備の事跡については概要及びその位置図を整理する。

#### ② 有識者から意見収集について

アクションプランの作成に向けて、別途、有識者からなる会議を設置し、4回の開催を想定している。その会議において、インフラツーリズムを実施するための提案を収集する際に必要な資料を作成し、その結果について整理する。

#### ③ インフラツーリズムについて

全国で実施されているインフラツーリズムの事例を収集し、効果的なインフラツーリズムの手法について整理する。また、インフラツーリズムを実施するための課題について、関係機関（旅行会社等）から意見を収集する際に必要な資料を作成し、その結果について整理する。

### 2) アクションプランの作成支援

「歴史的な土木事業の価値」について一般の方々に感心をもってもらうため、平成30年度に実施を予定しているシンポジウム（1回）・インフラツーリズム（1箇所）について、上記1.の内容を踏まえ、効率的・効果的な広報企画（案）・実施計画（案）を作成支援する。

### 3) シンポジウムの案内チラシ（案）の作成

シンポジウムの案内チラシ（案）（電子データ）を作成する。

(3) 履行期限 平成30年2月28日

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 配置予定管理技術者に関する要件  
下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。  
・同種業務：明治期以前の土木事業に関する広報業務  
・類似業務：シンポジウムに関する広報業務
- (5) 業務実績に関する要件  
下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。  
・同種業務：明治期以前の土木事業に関する広報業務  
・類似業務：シンポジウムに関する広報業務
- (6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館  
近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係  
電話06-6942-1141 FAX06-6943-7834

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成29年5月19日から平成29年5月30日までの土曜日、日曜日を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成29年5月30日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。ただし、持参による場合は、土曜日、日曜日を除く毎日、9時30分から16時00分に持参すること。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

#### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。